

## 伊勢崎市学校給食調理場調理業務委託プロポーザル実施要領

この実施要領は、伊勢崎市学校給食調理場調理業務委託に係る公募型プロポーザルの実施に関して必要な事項を定め、下記のとおり民間事業者を募集するものです。

### 1 施設概要

- |                 |                                                          |
|-----------------|----------------------------------------------------------|
| (1) 施設名称        | 境第一学校給食調理場（以下「境第一調理場」という。）<br>境第二学校給食調理場（以下「境第二調理場」という。） |
| (2) 施設所在地       | 群馬県伊勢崎市境米岡272番地4「境第一調理場」<br>群馬県伊勢崎市境下湊名787番地「境第二調理場」     |
| (3) 給食配送校数（予定数） | 小学校2校，中学校1校「境第一調理場」<br>小学校2校，中学校2校「境第二調理場」               |
| (4) 調理食数（予定数）   | 約1,050食「境第一調理場」<br>約1,015食「境第二調理場」                       |
| (5) 給食実施日数      | 年間200日程度                                                 |

### 2 業務内容

共同調理場の次に掲げる業務とします。業務の具体的な内容は、伊勢崎市学校給食調理場調理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

- (1) 調理業務
- (2) 食品保存業務
- (3) 配食業務
- (4) 検収補助業務
- (5) 食品保管業務
- (6) 洗浄業務
- (7) 残さい・厨芥及び廃棄物集積業務
- (8) 施設敷地内清掃業務
- (9) ボイラー等保守運転管理業務
- (10) その他付帯する業務

### 3 履行期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

### 4 提案上限額

**提案上限額 234,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）**

提案する見積額は、上記金額を上限額とした3年間あたりの税抜き金額としてください。

なお、提案上限額を超えた提案があった場合は、提出された提案は失格となります。

※金額は企画提案内容の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではありません。

ません。

## 5 参加資格

本業務の実施に当たっては、地方自治法、学校給食法、食品衛生法、労働基準法、その他関係法令を遵守するとともに、学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）その他関係法規及び関連要綱等を遵守し、公平の保持、安全確保に努めることができる者としてします。また、本業務のプロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる条件を全て満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 伊勢崎市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 製造物責任（P L）法に基づく生産物賠償責任保険に加入していること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第 199 条第 1 項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- (6) 過去 3 年以内に学校給食業務において食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の営業処分を受けていない者であること。
- (7) 従事者の新規雇用については、現在勤務している会計年度任用職員の雇用を最大限配慮すること。

## 6 スケジュールの概要

- |                       |         |                 |
|-----------------------|---------|-----------------|
| (1) プロポーザル公告日         | 令和 8 年  | 7 月 1 0 日 (金)   |
| (2) 仕様書・実施要領の公表       | 令和 8 年  | 7 月 1 0 日 (金)   |
| (3) 現地説明会申込期限         | 令和 8 年  | 7 月 2 2 日 (水)   |
| (4) 現地説明会の開催          | 令和 8 年  | 7 月 2 7 日 (月)   |
| (5) 質問受付期間            | 令和 8 年  | 7 月 1 0 日 (金)   |
|                       | ～令和 8 年 | 7 月 3 1 日 (金)   |
| (6) 質問への回答期限          | 令和 8 年  | 8 月 5 日 (水)     |
| (7) 提出書類受付期間          | 令和 8 年  | 8 月 7 日 (金)     |
|                       | ～令和 8 年 | 8 月 2 6 日 (水)   |
| (8) 第一次審査（書類審査）       | 令和 8 年  | 9 月 1 8 日 (金)   |
| (9) 第一次審査結果通知の発送      | 令和 8 年  | 9 月 2 4 日 (木)   |
| (10) 第二次審査（プレゼンテーション） | 令和 8 年  | 1 0 月 7 日 (水)   |
| (11) 第二次審査結果の発送       | 令和 8 年  | 1 0 月 1 9 日 (月) |
| (12) 事務引継及び契約手続き      |         | 優先交渉権者決定後～      |
|                       | 令和 9 年  | 3 月 3 1 日 (水)   |
| (13) 業務開始             | 令和 9 年  | 4 月 1 日 (木)     |

## 7 留意事項

### (1) 費用の負担

提案書等の作成等に関する一切の費用については、全て参加する事業者の負担とします。

### (2) 提供する資料の取り扱い

本募集にあたって本市から提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、目的が検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に市が提供する資料を使用させたり、内容を提示したりすることを禁じます。

### (3) 提出された提案書等は返却いたしません。

## 8 現地説明会

本委託業務に係る現地説明会を開催します。

現地説明会では、実施要領等に関する説明会及び調理場見学会を行います。現地説明会に参加しない団体については、本共同調理場の業務に応募できませんので説明会への出席は必須とします。

- (1) 日時、場所 令和8年7月27日（月）午後1時30分より 境第一学校給食調理場  
午後3時30分より 境第二学校給食調理場

### (2) 参加者 1 応募者につき、3名以内とします。

### (3) 提出期限 現地説明会の参加にあたっては、現地説明会参加申込書（様式1）を電子メールにより、令和8年7月22日（水）午後5時15分までに次のアドレス宛に提出してください。

E-mail : kenkoukyouiku@city.isesaki.lg.jp

### (4) 留意事項

ア 調理室等に入場する方は、最近1か月以内の検便検査結果（赤痢菌、サルモネラ菌、病原性大腸菌O-157）、白衣、帽子、マスク及び調理用短靴を用意してください。

イ 現地説明会では、原則として実施要領・仕様書は配布しませんので、応募事業者は各自ご用意ください。

ウ 現地説明会の当日は、受付で名刺を提出してください。

## 9 質問及び回答

応募に関する質問及び回答は、次のとおりとします。

### (1) 受付期間

令和8年7月10日（金）から令和8年7月31日（金）午後5時15分まで

### (2) 質問ができる者

参加資格を有し、応募を予定する者とします。

### (3) 質問の方法

（様式2）質問書により質問要旨を簡潔にまとめた文書を、電子メールにより次のアドレス宛に提出してください。なお、受け付ける質問は、本業務に関するものに限りません。

E-mail : kenkoukyouiku@city.isesaki.lg.jp

### (4) 質問に対する回答

回答は、応募事業者全員に対し令和8年8月5日（水）までに連絡するものとします。

## 10 企画提案書等の提出

本プロポーザルへ参加する事業者は、次のとおり提案書等を提出してください。

### (1) 提出書類

ア	参加申請書（様式3）	正本1部
イ	見積書（様式4）	正本1部
ウ	会社概要（様式5）	正本1部
エ	学校給食センター調理業務実績一覧（様式6）	正本1部
オ	業務実績に対する提案書（任意様式）	正本1部、副本12部
カ	学校給食業務に対する提案書（任意様式）	正本1部、副本12部
キ	調理業務体制に対する提案書（任意様式）	正本1部、副本12部
ク	衛生管理体制に対する提案書（任意様式）	正本1部、副本12部
ケ	緊急時に対する提案書（任意様式）	正本1部、副本12部
コ	研修、教育体制に対する提案書（任意様式）	正本1部、副本12部
サ	直近の決算に係る財務諸表3か年分（任意様式）	正本1部、副本12部
シ	生産物賠償責任保険に関する書類	正本1部、副本12部

### (2) 提出期間

令和8年8月7日（金）から令和8年8月26日（水）までの間

### (3) 提出場所

〒379-2224

群馬県伊勢崎市西小保方町692番地5

伊勢崎市教育部健康給食課（第一学校給食調理場内）

対応時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日除く。）

電話番号 0270-75-2517

FAX 0270-75-2518

E-mail: kenkoukyouiku@city.isesaki.lg.jp

### (4) 提出方法

ア 持参：(2) 提出期間における土日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間

### (5) 留意事項

ア 提案書の書式は、A4判、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けてください。

イ 見積額は、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まない金額としてください。

※別紙として内訳表を提出してください。（様式任意）

ウ 応募書類提出後、提出した書類の内容を変更することはできません。ただし、本市が必要と認める場合は追加書類の提出を求めること、また聞き取り調査を実施することがあります。

エ 応募書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。なお、選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の一部を使用する場合があります。

## 11 審査

### (1) 第一次審査（書類審査）

提案者が4者以上のときは、提出された書類、ウ 会社概要（様式5）、エ 学校給食センター調理業務実績一覧（様式6）に基づき第一次審査を行い、審査により上位3者を選定します。様式5及び様式6による書類審査の結果、同点により上位3者の選定が困難な場合は一次審査評価表B①からB④の合計得点が高いものを選定します。

ア 審査日

令和8年9月18日（金）

イ 審査方法

会社概要及び学校給食センター調理業務の受託実績に基づき選定します。

ウ 審査結果発送予定

令和8年9月24日（木）

## （2）第二次審査（プレゼンテーション）

第一次審査で選定された応募事業者を対象に、次のとおりプレゼンテーションを実施します。日時等の詳細については別途通知いたします。

ア 実施予定日 令和8年10月7日（水）（時間未定）

イ 実施予定場所 伊勢崎市役所 東館3階 災害対策室

ウ プレゼンテーション時間

プレゼンテーションと質疑応答を含めて35分程度とします

プレゼンテーション 20分以内

質疑応答 15分程度

エ 出席者 1者につき3名までとします。

オ 留意事項 提案の説明に使用する資料は、提案書のみとし、パソコンの使用は可（HDMI接続）とします。パソコンは各自持参をお願いします。

## 1.2 提案の選定基準等

### （1）選定委員会による審査

選定委員会により、提案書、プレゼンテーションの内容を次の事項等を踏まえ、総合的に勘案し、最も適当であると認められる内容の応募をした者を優先交渉権者として選定します。

ア 学校給食の意義や特色を十分理解し、学校給食の調理等業務の能力を有し、意欲があるか。

イ 大量調理における衛生管理体制及び考え方が優れているか。

ウ 学校給食における研修・教育体制及び考え方が優れているか。

エ 学校給食の調理業務等の豊富な実績を有しているか。

オ 安定的な経営状況となっているか。

カ 経費の節減が図られているか

### （2）次に該当する応募は失格とします。

ア 資格要件を欠くもの。

イ 実施要領に違反したもの。

ウ 提出書類に虚偽の記載があったもの。

エ 提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの。

オ 複数の提案書等を提出したもの。

カ その他選定に係る不正行為があったもの。

(3) 優先交渉権者に事故があるときは、次点者を事業予定者として選定する場合があります。

### 1.3 契約

(1) 具体的な契約内容は、企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、伊勢崎市と優先交渉権者との協議により決定します。

(2) 契約金額の決定に当たっては、上記(1)で決定した仕様書に基づき、優先交渉権者と見積合わせを実施の上決定します。

(3) 優先交渉権者との協議が不調に終わった場合、次点者と協議する場合があります。

(4) 本プロポーザルは、提案者が1者の場合でもその提案内容を評価し、その結果が妥当であると委員会が判断した場合は、成立するものとします。

(5) この事業は、地方自治法第214条の規定による債務負担行為に基づく契約です。

### 1.4 その他

#### (1) 責任分担

市と委託事業者との責任分担は次の表のとおりです。

種 類	内 容	負担者	
		市	事業者
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	事業放棄・破綻等事業者の責めに帰すべき事由		○
不可抗力による中止等	大規模な災害等による事業中止等	○	
第三者賠償	第三者に損害を与えた場合		○
調理・異物混入	事業者の責めに帰すべき事由		○
	上記以外	○	
施設・設備の補修	事業者の責めに帰すべき事由		○
	上記以外	○	
性能	要求仕様との不適合		○

### 1.5 提出先・問い合わせ先

〒379-2224

群馬県伊勢崎市西小保方町692番地5

伊勢崎市教育部健康給食課（第一学校給食調理場内）

対応時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日除く。）

電話番号 0270-75-2517

F A X 0270-75-2518

E-mail: kenkouyouiku@city.isesaki.lg.jp